

防災番組制作放送業務委託仕様書

1. 業務の名称

防災番組制作放送業務委託

2. 業務の目的

薩摩地方北部を中心に記録的な大雨となった平成18年7月の豪雨災害より、本年度20年の節目となる。

死者5名。本市でも1名が死亡し、久住町の久住橋が崩壊・流出するなど甚大な被害が発生した。

近年の異常気象なども鑑み、これまでの市の取り組みについて整理するとともに、地域の防災力をさらに高めるため、防災番組を作成し、幅広い年齢層の住民に対し、命を守る重要性、防災意識の向上や行動変容につながる番組作成等を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで（概ね120日間）

4. 業務内容

(1) 防災番組制作

ア 番組内容

- ・平成18年7月豪雨（ナナフミ災害）の被害状況など、薩摩川内市内で発生した災害を基に、決して無関係とは言えない状況であることを認識させる
- ・市が行っている防災対策（出前講座や総合防災訓練など）の取り組みについて紹介する
- ・「自助」、「共助」による地域の防災力が図れるもの
- ・「自分の命は自分で守る」のメッセージを伝える

イ 番組時間

- ・30分程度

ウ 撮影等

- ・業務受注後、取材・撮影などの工程表を作成、提出し、市の承認を受ける。
 - ・取材先との交渉やロケーション撮影、番組に係るテロップの挿入やナレーション収録など、番組作成に係る一切の業務は、受注者の責任で行う。
 - ・受注者は、放送する番組を発注者立ち合いのもと、事前に試写を実施し、内容について発注者の承認を得る。
- なお、発注者から指摘があれば再編集等を行う。

(2) 番組放送

視聴率や視聴者層を考慮し、薩摩川内市全域で視聴可能な地上デジタル放送を利用し番組放送を1回以上行う。

なお、番組放送に係る費用についても本業務委託費用に含む。

(3) 番組視聴率の報告について

番組放送後、平均視聴率について、業務完了報告に添付し文書で提出する。

(4) 業務完了報告について

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出する。

5. 納品について

(1) 本番組の電子データは、記録媒体に格納し、2部提出する。

記録媒体は「DVD-R」、動画のファイル形式は「mp4」とする。

(2) 出演者、ゲスト、楽曲等を使用した場合、権利処理を行い、利用許諾範囲に関し、市が使用する際に、支障のない状態で納品する。

6. 著作権及び保証等について

(1) 本業務により制作された成果物（映像・音声・台本・写真・素材その他これらに類するものを含む。以下「成果物」という。）に関する著作権（著作権法第17条第1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条の規定による権利を含む。）がある場合は、受注者の責任において必要な措置を講じるものとし、措置を講じた著作権については、必ず発注者に報告する。

(2) 成果物は、本市が主催・共催・後援するイベントや出前講座などで使用できるものとする。利用許諾料など、使用にあたって費用がかかる場合は、見積書に記載の上、対象期間を明記する。

7. 留意事項

(1) プロポーザルにて、企画提案したことは実施しなければならない。

ただし、変更等が必要な事案が発生した場合は、発注者、受注者協議の上、その内容を業務打合簿にて変更することができる。

(2) 本業務内容には、目的を達成するために必要な作業を総合的に含むものとし、発注者が必要と認めた場合を除き、業務内容の軽微な変更に対する増額変更はしないものとする。

(3) 作業中の事故、その他の損害については受注者の責任において処理するものとする。

(4) 本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、指示を受けるものとする。

- (5) 貸与された関係書類は外部に漏らさないこと。また、業務完了後は、速やかに返還すること。

8. その他

本仕様書に定めのない事項や本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、発注者と協議の上、決定するものとする